総社市公印規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月19日

総社市長 片 岡 聡 一

## 総社市規則第10号

総社市公印規則の一部を改正する規則

総社市公印規則(平成17年総社市規則第11号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後 改 正 前															
別表(第3条関係)								別表(第3条関係)							
公印の種類	整理番号	書体	寸法	保管部署	使用区分	印材	個数	公印の種類	整理番号	書体	寸法	保管部署	使用区分	印材	個数
略								略							
企業出納員	38	カル	直径21	下水道課	公金収納用	ゴ	<u>1</u>	削除	38						
領収印		<u>書</u>	<u>ミリ</u>			<u> </u>									
現金取扱員	39			<u> 11 </u>			<u>2</u>	削除	39						
領収印															
略								略							

附則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。